

障害（補償）等給付に係る診断書様式等に関する検討会開催要綱

1 趣旨・目的

労災保険の障害（補償）等給付請求の診断書様式については、主治医が請求人の残存障害の診断結果を記載し、保険給付請求書に添付して提出するものであるが、部位ごとの残存障害や検査結果等の詳細を記載する欄等を設けていないため、残存障害の記載漏れや労働基準監督署職員による主治医への意見聴取といった追加の事務処理が発生し、迅速な労災認定事務の実施に支障を及ぼすおそれがある。

このような状況を踏まえ、大臣官房審議官（労災、賃金担当）が、各部位の障害や労災保険に精通した医学専門家に参集を求め、専門的見地から診断書様式等の見直しについて検討を行うこととする。

また、診断書様式等の見直しに伴い、昨今の労務費、資材高騰を踏まえ、主治医等に支払っている現行の診断書・意見書料についても、金額の見直し等の検討を行う。

2 検討事項

- (1) 障害（補償）等給付に係る診断書様式の見直し
- (2) 診断書、意見書料等の見直し
- (3) その他

3 検討会の構成等

- (1) 本検討会は、別紙の医学専門家を参集者とする。
- (2) 本検討会には、座長をおき、検討会を統括する。
- (3) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (4) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家を参集することができるものとする。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- (2) 上記(1)ただし書きの場合において、本検討会に参集した者は、本検討会で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、検討会終了後も同様とする。
- (3) 本検討会の参集及び運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局補償課で行う。
- (4) 本要綱に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は、本検討会において定める。

附則 本要綱は、令和7年10月29日から施行する。